

第7 盛岡市乳幼児総合診査運営委員会，同常任委員会

盛岡市乳幼児総合診査運営委員会要綱

昭和58年10月18日
市長決裁

(趣旨)

第1条 乳幼児の心身障がいを早期に発見し，適正な指導を行うため盛岡市乳幼児総合診査運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 運営委員は市長が委嘱し，その任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。任期途中において委嘱される運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協議)

第3条 運営委員は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 総合診査にかかわる事項及び療育指導に関すること。
- (2) 関係機関との連携に関すること。
- (3) その他総合診査に関して市長及び委員会が必要と認める事項。

(補則)

第4条 この要綱に定めてあるもののほか必要な事項については，市長が別にこれを定める。

附則

この要綱は，昭和58年10月18日から施行する。

盛岡市乳幼児総合診査運営委員会内規

(趣旨)

第1 この内規は、盛岡市乳幼児総合診査運営委員会要綱に定めるもののほか、運営委員会（以下「委員会」という。）運営の円滑適正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2 委員会に会長及び副会長1名を置き委員の互選とする。

2 会長は会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3 委員会は会長が招集する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

(常任委員)

第4 委員会の経常的専門事項を処理するため常任委員若干名を置く。

2 常任委員は運営委員のうちから会長が指名する。

3 常任委員会に委員長および副委員長1名を置き、会長が指名する。

4 常任委員会で協議したことは委員会に報告し承認を受けなければならない。

(診査専門員)

第5 常任委員会は診査にあたり、技術を有する専門員にその職務を代行させることができる。

2 専門員は診査の結果について常任委員会に報告するものとする。

3 専門員はその都度市長が依頼する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は盛岡市子ども未来部母子健康課において処理する。

附 則

この内規は、昭和58年10月18日から施行する。

附 則

この内規は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成29年4月1日から施行する。

盛岡市乳幼児総合診査運営委員名簿

(任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日)

氏名	所属	備考
赤坂 真奈美	岩手医科大学医学部教授 (小児科学講座)	
伊東 宗行	みちのく療育園名誉園長	常任委員
岩城 安生	盛岡市きたくり保育園園長	
葛西 健郎	岩手県療育センター所長	常任委員
金濱 誠己	盛岡市医師会 理事	
亀井 淳	岩手医科大学医学部特命教授 (障がい児医療学講座)	常任委員
北川 由佳	岩手県立療育センター診療部長兼整形外科長	常任委員
小林 有一	盛岡市医師会 理事	運営委員会副会長 常任委員長
小林 有美子	岩手医科大学医学部 (耳鼻咽喉科学講座)	
小綿 義道	盛岡ひまわり学園園長	
佐々木 全	岩手大学大学院教育学研究科准教授	副常任委員長
佐藤 聡幸	盛岡市教育委員会 指導主事	常任委員
土井田 稔	岩手医科大学医学部教授 (整形外科学講座)	
名古屋 恒彦	植草学園大学発達教育学部教授	
長澤 裕美子	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部長	
西島 浅香	盛岡市医師会小児科医会会長	運営委員会会長
野中 隆	盛岡市障がい福祉課長	
福士 晴美	盛岡学園みなみ幼稚園園長	
八木 淳子	岩手医科大学医学部准教授 (神経精神科学講座)	